

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第65条第2項の規定により、次のとおり処分したので、同法第70条第1項の規定により告示する。

平成19年11月9日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 処分年月日

平成19年10月30日

2 処分対象業者

(1) 商号、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

エース不動産

有馬 督治

さぬき市志度田面993番地

(2) 免許証番号及び免許年月日

香川県知事（2）第3813号

平成18年10月30日

(3) 処分内容

平成19年11月1日から1月間の業務の全部の停止